平成１９年度市県民税のお知らせ

市県民税が変わります

平成１９年度分（平成１９年６月徴収分）から市県民税が大きく変わります。税率の改正により、多くの人において所得税が減り、その分市県民税が増えることになります。

問合せ　市民税課☎３３－４１０７

税源移譲による改正

国の税金である所得税から地方の税金である市県民税へと税金の移し替えが行われます。これは、地方分権を進める「三位一体改革」の柱で「税源移譲」によるものです。所得税と市県民税の税率を変えることで国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。これにより、地方は必要な財源を確保できるようになり、住民のみなさんにとってより身近で、よりよい行政サービスを行えるようになります。

税率の改正　前年と収入金額が同じでも市県民税は増える場合があります。

◆**市県民税所得割の税率**…（平成１９年６月分から）３段階（５、１０、１３％）の税率が、**一律１０％**になります。

◆**所得税の税率**…（平成１９年１月分から）４段階（１０、２０、３０、３７％）の税率が、**６段階（５、１０、２０、２３、３３、４０％）**に細分化されます。

改正前

課税所得	住民税（%） 市	住民税（%） 県	所得税（%）	計（%）
195 万円以下	3	2	10	15
200 万円以下				
330 万円以下	8	2		20
695 万円以下			20	30
700 万円以下				
900 万円以下	10	3		33
1,800 万円以下			30	43
1,800 万円超			37	50

改正後

住民税（%） 市	住民税（%） 県	所得税（%）	計（%）
一律 6	一律 4	5	15
		10	20
		20	30
		23	33
		33	43
		40	50

※市県民税と所得税では、人的控除（扶養控除や基礎控除など）の金額に差があり、同じ収入金額でも課税所得金額は市県民税の方が多くなります。したがって、市県民税の税率を５％→１０％へ引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、「市県民税＋所得税」の税負担が税源移譲前より増えてしまいます。そこで、この負担増を調整するために、市県民税において税額を減額する措置がとられます。

◆**税源移譲以外の主な変更点**

定率減税の廃止

平成１１年度から景気対策のために導入されていた定率減税が、廃止されます。

◆**市県民税**…所得割額の７．５％（上限２万円）を減額 → **平成１９年度分（平成１９年６月分）から廃止**

◆**所 得 税**…税額の１０％（上限１２．５万円）を減額 → **平成１９年分（平成１９年１月分）から廃止**

※所得税については、平成１８年分の確定申告分まで適用

老年者非課税措置の廃止

６５歳以上の人で前年の合計所得金額が１２５万円以下の人の非課税措置が、平成１８年度分から廃止されています。ただし、経過措置として昭和１５年１月２日以前に生まれた人（平成１７年１月１日現在において６５歳以上の人）で前年の合計所得金額が１２５万円以下の人については、**平成１８年度は税額の３分の２を減額**し、**平成１９年度は３分の１を減額**し、**平成２０年度分からは全額課税**となります。（右図参照）

	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度以降
税　額	本来の税額の２/３を減額	本来の税額の１/３を減額	全額課税
	所得割 １/３課税 均等割 １/３課税 （市民税均等割 1,000 円） （県民税均等割　800 円）	所得割 ２/３課税 均等割 ２/３課税 （市民税均等割 2,000 円） （県民税均等割 1,100 円）	

平成 20 年度以降適用される制度

◆**損害保険料控除から地震保険料控除にかわります**…損害保険料控除に替わり地震保険料控除が創設され、地震保険契約に係る保険料の２分の１に相当する金額が控除されます（最高２万５千円）。これにより、損害保険料控除は廃止されます。適用は、所得税が平成１９年分から、市県民税が平成２０年度分からとなります。

◆**住宅借入金等特別控除が市県民税にも適用されます**…住宅借入金等特別控除の適用がある人（平成１１～１８年までに入居した人に限ります）で、今回の改正により平成１９年以降の所得税が減ることによって控除しきれなかった場合には、申請に基づき翌年度分の市県民税所得割額から減額することになります。適用は、平成２０年度分から２８年度分までの市県民税となります。